



様式第1号の2(第1面)

(日本産業規格A列4)

※届出受理番号	27-特-000180
※届出受理年月日	8.10.15

特別の法人無料職業紹介事業届出書

2026 年 9 月 15 日

厚生労働大臣 殿

届出者 産業人材育成事業協同組合
代表理事 遠山 暁玲

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名	さんぎようじんざいいくせいじぎようきようどうくみあい 産業人材育成事業協同組合		
2所在地	〒 5 5 7 - 0 0 6 1 電話 06 (6121) 6567		
	おおさかふおおさかしにしなりくきたつもり3-7-16 3かい		
	大阪府大阪市西成区北津守3丁目7番16号3F		
3その役員の氏名、役名及び住所			
	氏名(ふりがな)	役名	住所
代表者	とおやま れい 遠山 暁玲	代表理事	
4職業紹介事業を行う事業所に関する事項			
事業所			
名称		所在地	
産業人材育成事業協同組合無料職業紹介所		大阪府大阪市西成区北津守3丁目7番16号3F	
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号	
氏名	住所		
張 坤		事務局長 張 坤 06 (6121) 6567	



~~有料職業紹介事業計画書~~
~~無料職業紹介事業計画書~~
 特別の法人無料職業紹介事業計画書

1 許可・届出番号

27-特-000180

2 事業所名

産業人材育成事業協同組合

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数
構成員を求人者として または構成員若しくは 構成員に雇用されてい る者を求職者とする	20 人

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④相手国名	⑤有効求職者見込数 （人）
構成員を求人者として または構成員若しくは 構成員に雇用されてい る者を求職者とする	インドネシア 共和国	10
国外においては出入 国管理及び難民認定 法に基づき就労が認 められる外国人に係 る職業紹介	中華人民共和 国	10

4 職業紹介の業務に従事する者の数

3 人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

有 料 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書
有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書
特別の法人無料職業紹介事業変更届出書

① 2026 年 9 月 15 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

②申請・届出者 氏 名

産業人材育成事業協同組合

代表理事 遠山 曉玲

1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	27-特-000180	
(ふりがな) ④氏名又は名称	さんぎようじんざいいくせいじぎようきようどうくみあい 産業人材育成事業協同組合	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 5 5 7 - 0 0 6 1 電話 06 (6121) 6567	
	おおさかふおおさかしにしなりくきたつもり 3-7-16 3 かい	
	大阪府大阪市西成区北津守 3 丁目 7 番 16 号 3F	
⑥事業所	(ふりがな) 名 称	さんぎようじんざいいくせいじぎようきようどうくみあいむりようしよくぎようしょうかいじょ 産業人材育成事業協同組合無料職業紹介所
	(ふりがな) 所在地	おおさかふおおさかしにしなりくきたつもり 3-7-16 3 かい 大阪府大阪市西成区北津守 3 丁目 7 番 16 号 3F



⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	構成員を求人者としてまたは構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする 国内： 全職種 国外： インドネシア共和国、中華人民共和国 国外においては出入国管理及び難民認定法に基づき就労が認められる外国人に係る職業紹介	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考		

届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。